

通 達

令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算（令和2年4月から令和3年3月）について、令和2年度福祉・介護職員処遇改善計画（令和2年4月から令和3年3月）を下記のとおりとします。

1. 対象者 支援員

（看護師、理学療法士等、相談員、事務員、調理員等は支給対象外です）

2. 期 間 令和2年4月から令和3年3月まで

3. 令和2年度賃金改善計画

【収入】		(単位:千円)
処遇改善加算見込額		5,660 千円
【支出】		
①基本給（昇給等差額の年間額）		130 千円
②処遇改善手当		2,760 千円
③調整手当		2,400 千円
④社会保険料等法人負担分		793 千円
賃金改善所要見込額合計		6,083 千円
【収支差額】		422,788 円

4. 介護職員処遇改善手当（毎月支払い分）について

介護職員処遇改善手当として、支援員である社員に下記の金額を支払う。

・令和2年4月から 20,000 円/月（前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る）

※稼働状況等により年度の途中で金額を見直します。（3ヶ月に1度見直し予定）

5. その他

- ・年間教育訓練計画作成・人事考課表を利用し能力評価の実施・教育担当職員が意見の聞き取り実施
- ・実務者研修費用の補助及び法人内研修の実施
- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

令和2年4月1日

社会福祉法人 一燈会 理事長 山室 淳 印略